

国分寺市障害者基幹相談支援センター事業  
令和2年度 国分寺市相談支援スキルアップ研修・支援者向け虐待防止研修  
研修開催報告書

日 時	令和2年12月1日(火)	会 場	cocobunji プラザリオンホール
	18時15分～20時15分	主 催	国分寺市障害者基幹相談支援センター

### 1. 目的

- ・発達障害のある方の特性を理解し、適切な対応方法を学ぶ。
- ・障害のある方の権利を守るうえで大切な虐待防止・意思決定支援について学ぶ。

### 2. 実施方法

- ・新型コロナウイルス感染防止対策として、Web会議ツール Zoom を使用しての Web 開催とした。
- ・Web環境が用意できない方のために、会場からの参加も可能とした。

### 3. 講師

堀江まゆみ 氏 (白梅学園大学 子ども学部 発達臨床学科 教授 / NPO 法人 PandA-J 代表理事)

### 4. タイムスケジュール

- 18:15～18:20 開会挨拶 (国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長 銀川紀子)
- 18:20～20:00 講師講演
- 20:00～20:10 質疑応答
- 20:10～20:15 閉会・事務連絡

### 5. 参加状況

参加人数：106名 (Web参加84名：会場参加：22名)

〈分野別参加実績表〉

分野	参加実績	内訳等
障害福祉分野	70名	相談支援事業所8名、共同生活援助事業所7名、障害児通所事業所7名、障害者通所事業所32名、居宅介護事業所7名、地域活動支援センター3名、障害福祉課3名、その他関係団体等3名
高齢福祉分野	15名	地域包括支援センター10名、居宅介護支援事業所5名
児童福祉分野	16名	学童保育所9名、保育園7名
教育分野	3名	小学校3名
地域福祉分野等	2名	民生児童委員2名
合計	106名	

他、事務局(基幹)5名参加

## 6. 講演内容

堀江まゆみ氏（白梅学園大学教授で、権利擁護・成年後見活動のためのNPO法人PandA-J（通称：ぱんだJ）代表理事）より、「発達障害のある方の特性を理解する～虐待防止と意思決定支援～」をテーマとした、障害者虐待防止法と課題、意思決定支援と課題、発達障害のある方の特性についての講演があり、その後、続けて質疑応答を行った。

### ＜講演の概要＞

#### 虐待防止委員会の設置の義務化

2022年、法人及び事業所に虐待防止委員会の設置が義務化となる。虐待防止委員会は施設長やサービス管理責任者等が中心となり、法人内または事業所内で発生した小さな不適切な行為を拾い上げ、職員会議等で議論し、虐待を未然に防ぐことが役割となる。

2013年、虐待防止法が施行し、虐待防止委員会の設置のガイドラインが示され、これまでは任意設置であったが、2022年に義務設置となる。

#### 身体拘束に関するガイドライン

身体拘束は、椅子やベッドから落ちないように身体を固定する以外の、「行動を制限する」ことも身体拘束である。例えば、不穏になった利用者を、別室でクールダウンさせる対応も、その状態が何時間も継続するならば行動制限にあたり、身体拘束になるので、要注意である。

身体拘束をやむを得ず行う場合は、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件を満たしていることが条件となる。しかし、この3要件を満たしていれば、身体拘束をしても良いということではない。

2019年、事業所における身体拘束の状況が改善されない場合は、報酬が減算になった。身体拘束のガイドラインは、厚生労働省のWebサイトに見本が示されており、参考にすると良い。

#### 性的虐待がなぜ少ないのか？

性的虐待の多くは密室で発生する。密室では加害者と被害者の2人になるため、被害者の訴えがないと明らかにならない。また、被害者は、自分が被害にあったことを理解していないことも多いため、発覚しにくいという課題がある。また支援者側にも「性」について語ることに羞恥心があり、「性」に関する議論がされにくい傾向にある。

しかし、「性」に関する問題は頻回に出現するため、支援者には「性」に関する課題についても関心を持ちたい。

#### 児童虐待やDVによる児童への影響

児童の虐待が、児童の体の痛みや心の痛みにつながることは周知されているが、近年では児童の脳にも萎縮が見られるという科学的な根拠が発表された。子どもを叩く・殴る等の虐待行為は、脳が後天的に萎縮し、発達障害の症状が出現すると言われている。

また、DVが子どもに及ぼす間接的な影響が、直接的な虐待よりも被害が大きいとも言われる。両親が罵り合っている場面を、子どもが見たり、聞いたりすると、脳の萎縮がかなりあると言う。特に、脳梁（左脳と右脳の接続部分）の発達が阻害され、コミュニケーション障害が出現する等の科学的な根拠も発表されている。そのため、高齢者虐待や障害者虐待と同時に、児童虐待やDV法にも関心を持ちたい。

## とにかく「通報」が一番大事

虐待防止で重要なことは、「通報」である。虐待の確証がなくても、虐待を受けたと思われるら通報が必要となる。虐待の現場を見た人はもちろん、聞いた人にも通報の義務がある。

虐待防止は、被害者をいち早く救済することが、最重要である。虐待の疑いがあれば迅速に通報することが重要である。

通報は、守秘義務には抵触しない。また、通報者は、通報したことを理由に不利益を被らないので、勇気をもって通報したい。

## 不適切な対応の背景と原因

不適切な対応は、非意図的な行為の中にもあり、その行為が虐待だという意識がない場合が多い。例えば、からかいや遊びの類の行為や、本人と親しい関係だから、本人が笑っているからとあって、本人が嫌がっていることの察知能力が欠けると、虐待につながってしまうことが多い。

発達障害の特性を知ることは、当事者視点を持てるかということであり、この視点が障害理解には欠かせない。

また、支援者の性格や心理的な特性による不適切な対応も見られる。やってはいけないと思いつつも、ついカッとなり自分を抑えきれずにやってしまう行為も、虐待防止のポイントとなる。

## ワークショップ①「皆さんは、利用者をどのように呼びますか？」

近年は、小学生になると、「さん」付けで呼ぶことが基本的なルールとなっている。「ちゃん」付け、「くん」付け、あだな、呼び捨ては、虐待ではないが、適切ではないとされる。

年齢で呼び方を区切るという短絡的な話ではない。当人はシームレスで大人になっていくため、幼少期から、「さん」付けで呼び、大人になっても自然と「さん」付けに慣れているのが良い。

入所施設等で「ちゃん」付けで呼ばないと、本人が振りむかないという話を聞くことがあるが、それは、本人がそのように呼ばれ続けてきているからである。

## 「迎合性」って知っていますか？

「迎合性」とは、誰にでも備わっているもので、相手に合わせてしまうという心理的なメカニズムのことである。また、「迎合性」は、弱い立場の人が高く備えており、特に、障害のある人は、育ちのなかで迎合性がより高く備わっていると考えられる。

## 本人の呼び方のそれぞれで起こる迎合性とは

支援者が利用者を「さん」付けで呼ぶ時、言葉遣いは丁寧語になり、相手を大人扱いする会話が成立する。利用者は大人扱いに迎合し、社会性を発揮しようとするはずである。

逆に、「ちゃん」付けで呼ぶ時、会話は命令調になり、上下関係が生じ、相手を子ども扱いしているような言葉かけになると同時に、あなたは子どもですよということを示してしまう。そのため、相手はその子ども扱いに迎合し、自分は子どもだから、備えている社会性を発揮しなくても良いと判断してしまう。

つまり、「さん」付けで呼ぶことは、相手の社会性を育てることにつながり、「ちゃん」付けで呼ぶことは、あなたは何もなくて良いのだということを無意識のうちに伝えてしまうのである。

### フラッシュバックは、過去の不快体験が本人のなかで蘇っている状態

自閉症は、嫌なことを忘れられない症候群と言われ、不快体験を記憶のなかで消去できない特性がある。一般には、ストレス耐性の容器には蛇口が付いており、自分の好きな事をする等で、溜まったストレスを排出することができる。しかし、発達障害（特に自閉症）の方は、ストレス耐性の容器が小さく、蛇口が上手く機能しないため、自分でストレスを排出することが難しい。そのため、幼少期からの不快体験によるストレスが、ストレス耐性の容器に溜まり続け、それが思春期の時期に溢れてしまい、強度行動障害になると言われている。

つまり、強度行動障害は、突然に始まるのではなく、過去の不快体験が少しずつ積み重なり、ある時期（思春期や学校を卒業する頃）に溢れ出している状態と言える。だからこそ、自閉症の方には、なるべく不快体験はさせない、否定文で言わない、肯定文で言うことが鉄則である。

ルールを伝えることは大事であるが、「〇〇してはいけない」という否定文ではなく、「〇〇してください」という肯定文で伝えることが重要である。なぜならば、はじめに感情的にダメと言ってしまうと、否定された印象だけが強く残り、思考が停止してしまうため、そのあとの言葉は入らなくなってしまからである。

### 自閉症の障害特性として、2つの概念を結びつけることが難しい

「〇〇したら～できるよ」や、「〇〇しないと～できないよ」という、交換条件を付けた声掛けは意味が無い。なぜならば、「〇〇すること」と、「～できる」は別々の概念であり、それを結びつけることが難しいからである。自閉症の方への支援に関する研修等で、本人に3つ以上の事を伝えないとと言われるのは、この特性があるからである。

仮に、本人が「はい」と返事をして、大概は理解しておらず、迎合性が働いている場合が多い。特に、「〇〇しないと～できないよ」という声掛けは、本人に対する脅しとなり、心理的虐待につながる。また、それが本人にとっての不快体験となり、5年後、10年後のフラッシュバックになってしまうので、注意が必要である。

### 学習スタイルの違いを理解する

自閉症の方は、出来ないのではなく、別の学習スタイルがあるということを理解する必要がある。一般的に、物事を覚える際には、言葉（テキストファイル）で記憶することが優位である。一方、自閉症等の発達障害のある方は、視覚（画像）で覚えることの方が優位である。

そのため、視覚化できないような抽象的で曖昧な言葉は、発達障害の方には非常にわかりにくい。例えば、「ちょっと」、「少し」、「あっち」、「こっち」等は抽象的な言葉であり、本人にはわかりにくい。「ちょっと待ってください」と伝える場合、「2分待ってください」と具体的に伝える方が良い。

どちらが正しいということではなく、単に学習の認知スタイルが異なるというだけであり、それを尊重することが大切である。

### 中枢性統合の弱さがある

中枢性統合の弱さとは、一度にたくさんのことを言われると、わからなくなってしまうことである。自閉症の方は、木を見て森を見ずというように、細部を見るのは得意だが、それを意味としてつなげていくことを苦手とする。一つずつ言われれば理解できるのに、一度に3つも4つも言われると、それらの情報を結びつけ、まとめることが難しく、わからなくなってしまうため、まずは、一つずつ伝えることが必要である。

一つのことが出来たら、次は、2つ伝えてみる、徐々にバージョンアップしていくことが良い。

### 毎日同じルーティンで、同じことをしている方が本人は落ち着く

支援者が良かれと思って、時々、ルールを変えた方が良いと思い、ルールを変更することは、本人にとってはとんでもないお節介である。もし、ルールを変える必要がある場合は、前もって本人にわかりやすい方法で伝えることが重要である。

### 見通しが立たないことは不安になる

終わりを伝えないことも、本人を不安にさせることになる。そのため、本人が見通しをもてるように、開始時に、終わりを伝えておくことが大切になる。終わりを伝えることで、本人は見通しを持てるので、落ち着いて作業等に取り組むことができる。

例えば、「20 個やったら終わりです」と伝えた場合、どんなに早く 20 個が終わっても、追加してはならない。これはルール違反であり、将来的な強度行動障害のもとになる不快体験として、本人の記憶に残ってしまうため、支援者がルールを守ることが原則である。

### 実行機能の困難さがある

手順や段取りを自分で考えることが難しい。自分で考えて実行することを要求されることは、本人にとって一番苦手で、不安になってしまう。そのため、作業等を行う際は、視覚的な情報を駆使して、本人にわかりやすい方法で、手順を示すことが良い。その後、徐々に本人が慣れてくれば、本人なりに手順を変更することもあるが、それはそれで良い。

### 感覚刺激の偏りがある

視覚、聴覚、触覚、痛覚、味覚、臭覚等の感覚過敏があることは、知られている。支援者は、本人たちの感覚過敏を重視する必要がある。支援者が気にならない小さな音や、ざわざわした環境であっても、感覚過敏がある本人がどれほど我慢し、一生懸命耐えていることを考えてみてほしい。そのうえで、本人が少しでも落ち着ける静かな環境を整えたい。

また、自閉症の人は、自律神経系の感覚過敏もある。一般に暑い時には発汗作用が働き体温調節をするのだが、自閉症の人は、それが苦手である。例えば、外で活動をして部屋に帰った時に、床に寝そべる行動を、行儀が悪いと片づけずに、床に寝そべることで体温調節をしている可能性があることを忘れないでほしい。

### ADHD（注意欠如多動症）には、おとなしいタイプもある

ADHD は、よく話し、よく動くタイプの衝動性・多動性優生型が目立つが、おとなしいタイプの不注意優生型の方もいる。おとなしいタイプは、学齢期に気付かれず、青年期になってから物忘れが多い、片付けができない等で気付かれることが多い。一番支援が必要な学齢期に支援が入らないという課題がある。そのため支援者は、不注意優生型も念頭に、日々の様子を観察する必要がある。

### 意思決定支援における 5 原則

#### ①意思決定能力の存在推定の原則

重度の障害があっても、意思決定の能力が無いと判断してはならず、意思決定の能力があるということを考え続けることがキーワードとなる。

本人の Yes/No が表からわからなくても、本人には必ず意思があり、わかる日が将来的に来ると信じ続けることがプロの支援である。

また、意思決定支援の中で大切なことは、本人が「No」と言うことを認めることである。

## ②意思決定支援を尽くすエンパワーメント原則

本人が自ら意思決定できるようにさまざまな支援を行い、出来るかできないかを最後まで試し続けることが大事である。そして、意思決定を行うためには、その材料となる経験をしていなければ、意思決定はできない。

しかし、障害のある方は、本人の経験が圧倒的に少ないことが課題である。意思決定支援を考える前に、多彩な経験を積むような支援をしているか否かを見直す必要がある。そして、その経験をした時の本人の反応を記録に残しておくことが重要である。

また、利用者の支援記録は、ネガティブな情報だけになっていないか確認することが必要である。支援者の事務連絡のようなネガティブな情報だけでは、その利用者の意思決定支援はできない。何が好きか、どんなことしたらどんな反応があったのか等の意思決定の土台となるような情報を記録しておかなければ、本人の意思決定支援はできない。

## ③不合理的意思決定が意思決定の不存在と判断されない原則

賢明ではない意思決定をしたからといって、意思決定能力がないと判断してはならない。本人には、失敗をする権利があり、愚行権を認めることも意思決定支援には必要な要素となる。

## ④ベスト・インタレストの原則

代理や代行が認められる場合であっても、本人にとって最善の利益（ベスト・インタレスト）が追及されなければならず、周囲の客観的判断を押し付けてはならない。

## ⑤必要最小限の原則

代理や代行が認められる場合であっても、本人への介入は必要最小限でなければならない。

## 《質疑応答》

Q：保護者が迎えに来た時に、自分のやっていること（工作など）を途中で中断できず、長いと20分くらい待たせてしまうことがある。どのように片づけをさせて、スムーズに保護者へ引き渡せばよいか。本人への声掛けの仕方などを教えてください。

A：作業の途中で別の何かをさせることは難しい。さらに、声掛けだけで作業をやめることも難しい。ポイントは、保護者が迎えに来る前に、本人に伝えることである。また、タイマーや絵カード等を利用して、本人とルール作りをすることも良いです。

Q：学童保育所で、発達障害児と一緒に生活する他の子どもたちに、どのように障害を理解させて、同じ場所でお互いが気持ちよく過ごさせるかが日々の課題です（保護者も含めて）。具体的なアドバイスがあればお願いします。

A：合理的配慮の導入がカギとなります。従来は、本人の苦手、出来ないこと等のネガティブな情報を他の児童に伝えることが障害理解だとしてきたが、昨今の、はそのやり方はナンセンスとされ、今は、大人と一緒に、合理的配慮を実施していく経験を増やしていくことが大切である。これがこれからの障害理解のあり方です。

「小学校 ユニバーサルデザイン」と Web サイトを検索すると、合理的配慮の実例がたくさん出てくるので参考にしてください。



## 8. 参加者アンケート集計報告

◆会場参加者 21 名 / Web 参加者 83 名, 合計 104 名

◆アンケート回収 : 53 名 (回収率 50%)

[回答方法] 会場提出:12 通, FAX:18 通, E-mail:3 通, 持参:2 通

### 1. 本日の研修について

<input type="checkbox"/> たいへん参考になった	34 名	(64%)
<input type="checkbox"/> 参考になった	18 名	(34%)
<input type="checkbox"/> 普通	1 名	(02%)
<input type="checkbox"/> あまり参考にならなかった	0 名	
<input type="checkbox"/> その他	0 名	
	計 53 名	(計 100%)

### 2. 「発達障害のある方の特性」について理解できたか

<input type="checkbox"/> よく理解できた	17 名	(32%)
<input type="checkbox"/> 理解できた	33 名	(62%)
<input type="checkbox"/> 普通	3 名	(06%)
<input type="checkbox"/> あまり理解できなかった	0 名	
<input type="checkbox"/> その他	0 名	
	計 53 名	(計 100%)

※以下、質問 1, 2 を受けて、寄せられた意見を一部抜粋。

#### [研修方法—Web 研修について]

- Zoom での研修企画は、コロナ禍の研修方法を模索しているなか、参考となった。
- Zoom 研修にはじめて参加したが、自宅から参加でき、環境的に良かった。
- 講師の具体例と「ちょっと、ここ大事です。書き留めてください。」の指示がわかりやすく良かった。
- ワークショップを通じて、具体的な場面をイメージしながら学ぶことができた。

#### [研修内容について]

- 身近な例から伝わる、具体的でわかりやすい話だった。
- 障害特性を踏まえたうえでの対応や意思決定支援について事例を用いて具体的に教えてくれたので、分かりやすかった。
- 無意識に行われる不適切な対応が、虐待につながるその指摘に、自分の支援についてもう一度振り返らなければならないと思う。
- 支援者の何気ない行動や言葉への責任を感じた。
- 行動障害の発生原因に関して、現在の視点だけで捉えてしまいがちだが、過去に積み重ねた負の体験があふれ出してしまったとの見方に、なるほどと思った。本人へのアプローチ方法を検討してみたい。
- 障害者の人ほど迎合性が高いとの考え方は、興味深く参考になった。
- これまで何気なく話していたことや行動などが、実は虐待だとわかり戸惑いを覚えた。
- 視覚的アプローチ方法、ポジティブな言葉で伝えることや、事前にルールを伝えておく大切さを理解した。
- 特性を理解することが、虐待防止と意思決定支援につながるというのは新鮮な学びだった。
- 「ちゃん」「くん」ではなく、「～さん」と呼ぶ対応は実践していたが、「～だから、～しよう」の相互性は考えたことがなく勉強になった。

#### [その他、感想等]

- 新たに理解する内容もあり学びになった。自身でも勉強をしたいと思った。

- ・講師の熱い思いが伝わってきて、とても良い研修だった。
- ・実践できることがたくさんあり、現場に持ちかえってやってみたい。
- ・盛りだくさんの講義内容を受講したので、あとからレジュメを見直したい。
- ・虐待防止、意思決定支援、発達障害の理解、さらに掘り下げた研修を現場職員にぜひとも聞かせたい。

### 3. 今後、実際の業務で取り組めそうなこと

※以下、寄せられた意見を一部抜粋。

#### **[現場のスタッフと取り組む]**

- ・職員全員で日々の支援を見直し、虐待とっていない虐待が行われていないかを確認し合う機会をつくる。
- ・本日のワークをスタッフと一緒に考えてみたい。
- ・職員が支援の視点を少しずつ変えられるように伝えていきたい。
- ・合理的配慮の具体的な事例を共有する。
- ・タイマーを使用して、時間の場を切り替えられるように実施してみる。
- ・児童への声かけについて、肯定的な文脈になっているか職員同士で確認したい。
- ・研修内容を各事業の職員に伝えたい。特に、「～さん」付けの意味や意義について共有をはかりたい。

#### **[その他、感想等]**

- ・不適切な対応をしていないか、自分の支援を振り返るきっかけになった。
- ・合理的配慮の考え方や意思決定支援についての具体的な方法を考察したい。
- ・障害者の迎合性に配慮して、意思決定支援を行う必要性を感じた。選択肢を増やしていきたい。
- ・意思伝達や意思決定支援の際に学んだことをいかして取り組む。
- ・本人にどのような受け止め方や影響があるかを考えて対応する。
- ・本人の障害特性について再度よく考える。自分の見方から脱して、相手の思いを想像する。
- ・肯定文で伝えること、意識的に取り組んでいきたい。
- ・当事者と接する場面で、事前の説明、声かけに今日の学びを反映したい。
- ・呼び方。子どもを「～さん」と呼ぶ努力をする。抽象的なあいまいな表現に気をつけたい。
- ・利用者に2つ以上の事を一度に言わないようにする。不快体験をさせない対応を心がける。
- ・作業工程の仕方に工夫することが見つかった。
- ・終わりを提示することの大切さを理解した。絵や文章で伝える工夫もしたい。
- ・児童から障害(成人)、そして高齢分野へと支援が移り変わるなかで、その方の本人らしさの引継ぎがしっかりなされるような連携が必要だと感じた。
- ・記録に関して、その方の課題ばかりフォーカスすることがある。試行錯誤のアプローチをし、ポジティブな部分や本人のその時の感情部分を記録していくことこそが、意思決定支援の土台になると感じた。

### 4. 今後の研修で取り上げて欲しい内容や研修会への要望等

※以下、寄せられた意見を一部抜粋。

#### **[障害の特性等についての学び]**

- ・発達障害の特性を中心とした学びの機会。
- ・発達障害について1つの内容に対して掘り下げた話を聞きたい。専門用語の解説もあると良い。
- ・高次脳機能障害について、特に失語症について学びたい。
- ・近年、失語症者向け意思決定支援事業が始まり、国分寺市の取組に関して知りたい。
- ・自己肯定感の低い児童へのアプローチ方法。早期の療育、児童発達センターの現状、あり方について。
- ・児童虐待の事例から、ポジティブに前向きに検討できる研修会。
- ・今、求められている療育のかたちについて。
- ・強度行動障害の対処、支援方法。頻回なフラッシュバックや暴力により対応できる機関が限られる。

- 構造化を使った事例について。
- てんかん発作の対応について。
- 自閉症，ダウン症について。
- 自閉症の支援として，TEACCHプログラムの理解を進めたい。

**[地域のネットワークづくり，他]**

- 多職種連携に必要とされる関係者間の工夫や対話。
- 堀江先生の困難事例の個別コンサルテーションを希望する。
- 具体的なケース事例を共有できる場。
- 意思決定支援について，より良い支援を考えたい。
- 就労を希望される方の地域移行，地域定着の事例など。

**5. 所属団体**

<input type="checkbox"/> 障害福祉分野	26名	(49%)	グループホーム，就労継続支援 B 型， 就労支援センター， 地域活動支援センター，他
<input type="checkbox"/> 児童福祉分野	16名	(30%)	こどもの発達センターつくしんぼ，児童発達支援， 保育園，学童保育所，放課後等デイサービス， 他
<input type="checkbox"/> 高齢福祉分野	8名	(15%)	地域包括支援センター，居宅介護支援事業所，他
<input type="checkbox"/> 行政機関	3名	(06%)	
<input type="checkbox"/> 教育機関	0名		
<input type="checkbox"/> その他	0名		
	計 53名	(計 100%)	

以上